

令和7年度

20メートル型巡視艇中検修理
(2025-No. 5)

第一管区海上保安本部

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施行し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当たっては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術課に提出するものとする。

- 2 この修理の施行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶技術課に提出し、その承認を受けなければならない。

- 5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

- 7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

- 8 この修理期間中請負者は、修理のために、ほう炊及び居住のための代替施設の必要がある場合には供給するものとする。

- 9 引渡期限 令和7年6月10日

但し、修理開始日は 令和7年5月30日 以降とする。

修理のための基地出港日は 令和7年5月28日 以降とする。

- 10 図書及び検査記録等提出期限は、令和7年7月10日 とする。

- 11 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

第二章 船体部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 船体上下架

(1) 主要目

総トン数	26.0トン
全 長	19.60m
幅	4.50m
深 さ	2.30m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、5日とする。

(3) 要領等

上架要領図を参照のうえ入念な盤木調整を行い、安全確実に上下架を実施する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 各室床

ビニールシートでカバーする。(各出入口踏板部を含む。)

操舵室	約 8 m ²
乗員室、調理室	約 9 m ²

(2) 各階段

ビニールシートでカバーする。(階段付手摺を含む。)

操舵室～乗員室	1箇所(約3 m ²)
---------	-------------------------

(3) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子	6脚
乗員室ソファ	3個
乗員室テーブル	1個

3 船底外板

船底外板(舵、シャフトブラケット等の付加物及びシーチェスト内を含む。)について、次の清掃、塗装等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

(1) 清掃、清水洗い	約 88 m ²
-------------	---------------------

塗分線下外板

(2) 塗膜不良部手入れ	約 9 m ²
--------------	--------------------

ディスクサンダーによる。

(3) 塗装

プライマー	エポキシ系	タッチアップ1回	約 10 m ²
A/C	変性エポキシ系	タッチアップ2回	約 10 m ² /回
A/F	加水分解型	タッチアップ1回	約 10 m ²
A/F	加水分解型	総塗装 1回	約 88 m ²

(4) 表示

喫水マークの表示 2回 一式

(5) その他

ア シーチェスト(1個)及び脚筒(3個)付格子は取外し、手入れ塗装後復旧する。

イ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。

ウ 使用塗料(船舶安全法施行規則第65条に適合するもの)の製造所、製品名、製造年月日を明記した報告書を2部(本部及び本船に各1部。以下同じ。)提出する。

(6) 防汚処置等

ア 清掃及び塗装中におけるプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船側外板

船側外板について、塗分線上(約55 m²)の清掃、清水洗いをを行う。

5 船底保護亜鉛

次の船底保護亜鉛について目視確認し、残厚70%未満のものを認めた場合は、監督職員及び第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課へ速報する。(記録表2部提出)

ガードリング、ガードプレート等の取外し、復旧(手入れ塗装は3項目に含む。)及び確認後のボルト取付部パテ埋めは付帯とする。

トランサム	300×150×30(規格品)	8個
シーチェスト内	150×70×20(規格品)	1個
船尾管内	150×70×20(規格品)	2個
舵板	150×70×20(規格品)	4個

6 諸タンク

清水タンク(置タンク FRP製 300リットル×1個)

(1) 清水タンク

ア マンホールを開放し、清掃、乗員による及び点検、マンホールパッキン(ネオプレーン5t)取替え復旧する。

イ タンクに清水を補給する。

ウ 清水補給 24 時間後に採水して水質検査（一般細菌検査を含む。）を受け、成績書は 2 部提出する。

(2) 汚水タンク（置タンク約 40 L 1 個）

上蓋を開放し、清掃、乗員による点検、パッキン（ネオプレーン 5 t）取替え、復旧する。

フロートスイッチの点検、調整を含む。

7 汚物管等

- (1) 船用便器（日発ジャブスコ製 マリントイレ 24 V 型）1 個（便器付電動ポンプ含む）及び汚物管（40 A×1.5 m）1 本を取外し、解放、清掃、点検、次の部品（請負者手配）を取替え復旧する。

【交換部品】

サービスキット No. 37040-0000 1 個

- (2) 汚物管付波止弁（40 A）を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、受検、パッキン等を取替え、復旧する。
- (3) 必要な内張等の取外し、復旧は付帯とする。

8 舵

舵（平衡吊下げ舵×2）

舵軸・軸受間隙計測を行い、受検、復旧する。

9 膨脹式救命筏

膨張式救命いかだ（藤倉ゴム工業製 FRN-SV-6 型 1998 年 2 月製造）2 個について整備認定事業所またはサービスステーションによる法定整備等を行う。（整備記録 2 部提出）

- (1) 外観展張試験
- (2) 漏洩試験
- (3) 耐圧試験
- (4) 荷重試験
- (5) 安全弁試験
- (6) 自動離脱装置作動試験
- (7) 回収及び積付点検
- (8) 自動索、補助もやい綱及びウィークリンクの取替え

10 閉鎖装置等

閉鎖装置、排水装置、船灯類、索類、航海用具、錨、錨索、消火装置、その他定期検査の受検準備、受検、点検等を行う。

なお、索類、航海用具（膨張式救命胴衣を含む）の受検準備、復旧は乗員作業とする。

1 1 弁類

次の波止弁を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、フランジパッキン（ネオプレーン 3 t）取替え、復旧する。

洗面器排水用弁	2 5 A × 1 個
シンク排水用弁	4 0 A × 1 個
空調ドレン排水用弁	2 0 A × 1 個

1 2 図書

本仕様に基づく船体、電気部の検査、整備及び計測記録（各項目写真表含む）等を取りまとめて製本したファイル 2 部及び製本したファイルを P D F へ変換した電子データ及び写真データを書き込んだディスク 2 部を提出する。

第三章 機関部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 軸系

製造所、型式 : かもめプロペラ 3翼FPP
プロペラ : 直径770mm 重量: 約90kg
プロペラ軸 : 90φ×5.04m

両舷軸系装置について、次の整備を行う。

(1) プロペラ

清掃 (バフ仕上げ)、点検

(2) プロペラ軸

ア 清掃、点検

イ 保護陽極取替 (本船支給)

保護陽極 (AL) 150φ×110φ×143L (パッキン付) 2個

(3) 計測

プロペラキャビテーション、エロージョン計測及び写真撮影 (全翼の前後面)

(4) 防汚塗装

ア バフ仕上げ等の後、プロペラ及びプロペラ軸に防汚塗料 (ベルボトムプロペラ用セット又は相当品1組/軸) 塗装する。

イ 塗装要領は、塗料添付使用説明書による。

(5) 整備記録表は2部 (本部及び本船に各1部。以下同じ。) 提出する。

2 ビルジポンプ

(1) 左舷主機関付ビルジポンプについて効力試験を受検する。

(2) ウイング式ビルジポンプ (手動) について、清掃、手入れ、点検、及び効力試験を受検する。

3 船底弁

次の船底弁、波止弁を取外し、開放、清掃、摺合せ (バタフライ弁はシートリング点検)、受検、フランジパッキン (ネオプレーン3t) 取替え、復旧する。

・主機関用	65A	×	2個
・非常用 (主機関用)	65A	×	1個
・消防ポンプ用	125A	×	1個
・発電用原動機用	25A	×	1個
・便所用	25A	×	1個

4 効力試験等

効力試験を受検する (操作は乗員)。

なお、両舷主機関は運転時間が短いため、稼働時間の短い船舶の機関の検査を申請し、効力試験にて受検する。

- (1) 主機関
- (2) 補助発電機
- (3) 効力試験
- (4) その他指示のあった事項

5 図書

本仕様に基づく機関部の受検、整備、試験、検査及び計測記録（各項目写真表含む）等を取りまとめて製本したファイル2部及び同ファイルをPDFに変換したデータ及び写真データを書き込んだデータディスク2枚を提出する。

第四章 電気部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 絶縁抵抗試験

各電気機器及び電路の絶縁抵抗を測定し受検する。

なお、露出金属部及び金属被覆の接地確認を含む。

{記録表2部（1部本船渡し）提出}